

自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故直後に県外に避難した申立人（大人）について、平成23年9月10日分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例。

1346

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目

- (1) 避難費用（避難交通費）
- (2) 避難費用（一時帰宅費用）
- (3) 生活費増加費用（二重生活）
- (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- (5) 精神的損害

2 期間

平成23年3月11日～同年9月10日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金355,030円の支払義務があることを認める。

（内訳）

| | |
|-----------------------|----------|
| (1) 避難費用（避難交通費） | 9,350円 |
| (2) 避難費用（一時帰宅費用） | 250,680円 |
| (3) 生活費増加費用（二重生活） | 25,000円 |
| (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用） | 30,000円 |
| (5) 精神的損害 | 40,000円 |

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の金員のうち、金8万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人と被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（同第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年12月19日

（仲介委員 清水貴行）